

高額介護合算療養費の申請が 始まります

【問】国保 市民生活課 保険年金係 ☎ 0952-75-2159
 【後期高齢】佐賀県後期高齢者医療広域連合 給付係 ☎ 0952-64-8476
 【介護保険】佐賀県中部広域連合 給付課 ☎ 0952-40-1134
 地域包括支援課 ☎ 0952-75-6033



お知らせ

介護保険サービスを利用している
 多久市国民健康保険・佐賀県後期高
 齢者医療保険加入者のうち、高額介
 護合算療養費の支給対象者には、多
 久市または佐賀県後期高齢者医療広
 域連合が通知書を送付します。

■高額介護合算療養費とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する
 もので、同じ世帯の人が1年間（8
 月1日から翌年7月末まで）に支
 払った医療保険と介護保険の自己
 負担額を合計し、基準額を超えた
 場合に、申請することでその超え
 た金額を支給するものです。
 ※超えた額が500円以下の場合
 は対象となりません

■申請書発送時期

2月下旬
 ※次の項目にあてはまる人は、申請
 の対象となる旨のお知らせができ

ない場合があります

- 令和4年8月1日から令和5年7月
 月末までに
- ・市区町村を越える転出をした人
- ・医療保険が変わった人（例：国民
 健康保険から後期高齢者医療）
- ・資格を喪失した人（亡くなった人
 や生活保護を受け始めた人）
- ・具体的な手続きに関しては、市役
 所1階市民生活課保険年金係または
 佐賀県後期高齢者医療広域連合まで
 ご相談ください。

■他の医療保険加入者へ

加入している医療保険者への申
 請となります。申請の際には介護
 保険の「自己負担額証明書」が必
 要です。交付申請は佐賀県中部広域
 連合または市役
 所1階地域包括
 支援課に問い合
 わせください。



国民年金保険料の納付は 前納・早割がお得！

申・問 佐賀年金事務所
 市民生活課 保険年金係 ☎ 0952-31-4191
 ☎ 0952-75-2159



国民年金保険料は、口座振替の前納・早割を利用すると割引されます。早
 割は随時申し込みできますが、6か月分、1年分、2年分をまとめて前納す
 る場合は、提出期限にご注意ください。

【振替方法は5種類】

	割引額 (口座振替額)	前納期間	提出期限	□座振替日
①通常納付	0円 (16,980円)	-	随時	翌月末振替
②早割	60円 (16,920円)	-	随時	当月末振替
③6か月前納	1,160円 (100,720円)	4月～9月 10月～翌年3月	2月末 8月末	4月末 10月末
④1年前納	4,270円 (199,490円)	4月～翌年3月	2月末	4月末
⑤2年前納	16,590円 (397,290円)	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※割引額は令和6年度の口座振替での金額を表示しています
 ※その他、クレジットカードによる納付方法がありますので、年金事務所または、保険年金係窓
 口にご相談ください

■申し込み方法

「口座振替申出書」は、年金事務所、市民生活課保険年金係で、お渡しします。
 基礎年金番号通知書や年金手帳（基礎年金番号のわかるもの）、通帳、通帳の
 届出印をお持ちのうえ申し込みください。

※令和6年3月以降の申し込みから、年度途中からでも口座振替によるまとめ払い（前納）が可
 能となります。くわしくはお問い合わせください